ロ　再生可能エネルギー発電設備ごとに、当期末現在における価格
ハ　再生可能エネルギー発電設備の状況
ニ　特定供給者又は供給者に関する事項
ホ　当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備に該当する場合には、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第六条第一項各号に定める基準への適合に関する事項
ヘ　当該再生可能エネルギー発電設備に関して賃貸借契約を締結した相手方がある場合には、当該投資信託財産の計算期間中における賃料収入、契約満了日、契約更改の方法、保証金その他賃貸借契約に関して特記すべき事項
ト　当該投資信託財産の計算期間中における売買総額
十六　公共施設等運営権ごとに、次に掲げる事項
イ　当該公共施設等運営権に係る公共施設等の名称、立地、運営等の内容及び公共施設等の管理者等の名称並びに当該公共施設等運営権の存続期間その他当該公共施設等運営権を特定するために必要な事項
ロ　公共施設等運営権ごとに、当期末現在における価格
ハ　当該公共施設等運営権に係る公共施設等の状況
ニ　公共施設等の運営等に係る委託契約の相手方に関する事項

第四条のうち、投資信託財産の計算に関する規則第五十八条の次に一条を加える改正規定のうち第五十八条の二第二項中「第十六号」を「第十八号」に改め、同条第三項中「及び第十号から第十五号まで」を「、第十号から第十四号まで及び第十七号」に、「同項第十七号」を「同項第十九号」に改め、同令第六十二条の改正規定を次のように改める。

第六十二条中「及び第五十九条（同条第一項第二号を除く。）」を「から第五十九条（同条第一項第二号を除く。）まで」に改め、「運用報告書」の下に「及び運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した書面」を加え、同条の表第五十八条第一項各号列記以外の部分の項の次に次のように加える。

第五十八条第一項第四号	投資信託委託会社及び受託会社	信託会社等
並びに当該投資信託財産		及び当該投資信託財産

第六十二条の表第五十八条第一項第二十号の項を次のように改める。

第五十八条第一項第二十四号	宅地建物取引業者をいい、同法第七十七条第二項の規定により宅地建物取引業者とみなされる信託会社（宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）第九条第二項の規定により宅地建物取引業者とみなされる信託業務を兼営する金融機関及び銀行法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第百十七号）附則第十一条の規定によりなお従前の例によるものとされ、引き続き宅地建物取引業を営んでいる銀行並びに宅地建物取引業法第七十七条第一項の政令で定める信託会社を含む。）	第五十四条第一項において準用する法第十四条第四項
同項第二十号		
次条第一項第二十号		

第六十二条の表第五十八条第一項第二十三号の項中「第五十八条第一項第二十五号」を「第五十八条第一項第二十五号」に改め、同表第五十八条第七項の項の次に次のように加える。

第五十八条の二第一項各号列記以外の部分	第十四条第四項	第五十四条第一項において準用する法第十四条第四項
第五十八条の二第一項第四号	投資信託委託会社及び受託会社	信託会社等
	並びに当該投資信託財産	及び当該投資信託財産
第五十八条の二第一項第十八号	第十一条第一項	第五十四条第一項において準用する法第十一条第一項
第五十八条の二第一項第二十四号	第十四条第二項	第五十四条第一項において準用する法第十四条第二項
第五十八条の二第五項	第十四条第四項	第五十四条第一項において準用する法第十四条第四項

第四条のうち、投資信託財産の計算に関する規則第六十三条第一項の改正規定中「第十三号を第十五号」を「第十五号を第十七号」に、「第十二号」を「第十四号」に改め、同条に二項を加える改正規定のうち同条第三項中第十六号を第十八号とし、第十五号を第十七号とし、第十四号を第十六号とし、第十三号の次に次の二号を加える。

十四　投資の対象とする再生可能エネルギー発電設備の主な種類
十五　投資の対象とする公共施設等運営権の主な種類

第五条のうち、投資法人の計算に関する規則第六十三条に一号を加える改正規定中「第六十二条」の下に「中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次」を加え、同令第七十三条第一項の改正規定中「第二十二号を第二十四号」を「第二十四号を第二十六号」に、「第二十一号」を「第二十三号」に改める。

第七条のうち、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第十四条の十三の改正規定中「以後次の各号」を「以後次の⑴又は⑵」に、「（次の各号」を「（当該⑴又は⑵」を「以後次」の下に「の⑴又は⑵」を加え、「次に定める」を「当該⑴又は⑵に規定する」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。

（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第四条の規定による改正後の特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（以下この条において「新特定有価証券開示府令」という。）は、この府令の施行の日以後に提出する有価証券届出書（新特定有価証券開示府令第一条第十七号に規定する有価証券届出書をいう。以下この条において同じ。）について適用し、同日前に提出される有価証券届出書については、なお従前の例による。